

瀬戸市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年7月3日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第29号

瀬戸市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例（平成19年瀬戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>瀬戸市の<u>議会の議員及び長の選挙</u>におけるビラの作成の公営に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>市の議会の議員及び長の選挙</u>における法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第2条 <u>市の議会の議員及び長の選挙</u>における候補者（以下「候補者」という。）は、第4条に定める金額の範囲内で、無料で、ビラを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> | <p>瀬戸市の長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ（以下「ビラ」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第2条 長の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、第4条に定める金額の範囲内で、無料で、ビラを作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により市に帰属することとならない場合に限る。</p> |

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。